



Title	オーストラリアにおける会計士業務の最近の発展
Author(s)	平尾, 勇
Citation	研究年報, (7), pp.101-111; 1966
Issue Date	1966-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/26301
Right	

This document is downloaded at: 2019-09-19T02:58:59Z

オーストラリアにおける 会計士業務の最近の発展

平 尾 勇

目 次

- I 序 論
- II オーストラリアの会計職業の増加
- III 統一会社法
- IV 会社の種類
- V 会社監査人
- VI 目論見書概説
- VII 証券取引所の要求事項
- VIII 結 言

I 序 論

オーストラリアにおける職業会計士制度については、長崎大学東南アジア研究年報第5集所載の龍家勇一郎氏の論文があるが、本稿は、それをうけて、その後の発展特に、1961年の統一会社法 (Uniform Companies Act) の制定の影響を中心として、オーストラリアにおける会計士業務の現状を考察したものである。

従って、一般に序論にのべられるオーストラリアの地理的、歴史的、政治的、文化的な面の概観は、ここでは省略するが、オーストラリアが「羊毛と小麦の国」「白豪主義」のイメージを払拭して、工鉱業の開発と対米協調とアジアの一員としての意識に立った国策を強力に推進しようとしていることを端的に象徴することを列挙することに止めたい。

第一は、1975年の完成をめざして進められているスノーイーマウンテンズの水力開発計画に代表される積極的な工業化政策である。約9億ドルの工費で、350万キロワットの電力を供給し、工業化に果す役割が期待される。

第二は、アンザス体制 (1951年、米、ニュージーランド、豪の共同防衛体制) にもとづく、南ベトナム派兵である。防衛の対米協調は、与野党一致の方向で当時実戦陸軍わずか三個大隊の中からの派兵である。

第三は、ポンド通貨のドル建て通貨への切替えである。二百年来使いなれたポンドを、今年2月14日から十進法の採用にともなって、ドル建となったが、これは、オーストラリアにとって、経済上重要なのは、対英関係より、アメリカを中心とする、その他の諸国と

の関係であることの象徴である。

第四、今日、1966年3月20日 45,000トンの豪華客船キャンベラ号は約 2,400名の観光客をのせて、この長崎港に初めて入港した。

II オーストラリアの会計職業の増加

次の表に見る如く、職業会計団体の会員数は、相当に増加している。

	名 称	1955年	1963年	full name
①	特許会計士協会	3,700	4,548	Institute of Chartered Accountants in Australia
②	会計士協会	20,000	25,400	Australian Society of Accountants
③	原価会計士協会	1,900	3,200	Australian Institute of Cost Accountants
④	書記協会	6,500	7,200	Chartered Institute Secretaries

後二つの協会の会員は、大抵の場合、前二つの団体のどれかの会員になっている。それで約三万人が一つか二つの職業会計団体に加入している。

ASAの会員の約21%が会計士事務所を開くか或は、その従業員となっている。一方ICAの会員のうち、3,300名が実務についている。従って、各会計団体の会員のうち、ほぼ8,500名が実務に従事している。

会計士の大部分はこれら一つ或はそれ以上の団体に加入しているが、一部の未加入の者がある。これらの人々は、会計実務の分野においては、税務申告書の作成の仕事に従事している。

ICA は 1928年に結成され、王室特許が与えられたが、その前身は、1907年に作られた The Australian Corporation of Public Accountants である。1963年6月30日、現在の会員 4,548名の内訳は次の通りである。会計士業務を開業している正会員及び準会員 2,537名、開業会員の事務所につとめている準会員 729名、その他の 1,282名は、商工業その他に従事しており、これらは名簿の別表に記載されている。

ICA 及び ASA 試験制度その他の資格条件については、前記龍家教授の論文に詳述されているので、ここでは再説をさけるが、AICPA の Professional Accounting in 25 Countries の Australia によれば、ICA の会員の資格条件として、1. 21才以上で、連邦の居住者たること。(市民権は必要ではない)

2. 人物証明書を提出すること、 3. ICA の 資格試験を完了すること、 4. 特許会計士の業務補助を一定年限以上なすこと、をあげている。然し乍ら ASA の会員資格については、会計業務についての経験は、必要条件ではないと言っている。

Ⅲ 統一会社法

オーストラリア憲法では、連邦議会は憲法で特別に委任された事項についてのみ規定することができることとなっており、会社に関しての連邦政府の権限は、不完全であり、会社法の立案は各州の権限とされている。

(連邦政府は、キャンベラ首都特別地区及び北部特別地区を含む地区に及ぶ法令の制定の限権を有している。)

各州はその権限を失うまいと用心しているが、全豪協力の精神の増大によって、六つの州も、1961年に統一会社法の採用を明らかにした。

1963年中に、ビクトリア州は、公社債の要件に関して改正法案を可決したが、これは、統一法の一方的な修正の一つの事例である。他の五つの州の立場はまだ明らかではないが、この修正のその後の成行が六州の会社法に於て、統一性をのこし得るかどうかの目安となるだろうと云われている。

統一会社法は、1958年ビクトリア州で通過した法律に大体基づいていることは注目すべきである。ビクトリア州は、会社法の規定について他の諸州を常にリードしてきたものである。かくて企業会計の分野特に会社の監査をめぐる法的規制はかなり変化し、今では連邦を通じて統一化されている。

会社の法的規制を余りきびしく行うことは、投資の妨げとなるという意見が、社会の或る部門から云われてきた。オーストラリアの状態から何れかの結論を得ることはむづかしいことである。二つの州は、工業化され繁栄しており、そこでは会社法も進んだモデルを示しているが、他の諸州では、会社法は、オーストラリアで最も旧式なものの一つに数えられる程度のものである。

Ⅳ 会社の種類

統一会社法では、会社の種類として、1. 公開会社 (Public Companies) と人的会社又は閉鎖会社、即ち株式を全部経営者が専有する会社 (Proprietary or private Company) 3. 免除人的会社 (Exempt Proprietary Company) の三つをあげている。

ところで、オーストラリアの法律が認める会社の種類について、一寸脇道にそれるが、1896年会社法がビクトリア州に上提されたとき、ただ一種類の会社が作られることとなっていたが、ASA の前の団体の主張提議によって、人的会社 (以下 Proprietary と称す) を置くように改正された。

Proprietary の場合は、何れも財務諸表を公表することは要求されなかった。この規定は、いわゆる同族会社のために設けられたものと考えられる。即ちこの会社では、投資を一般に公開せず、又株式の譲渡を制限し、50人以下の株主で作ることができる。後に、この形式の会社は、公開会社や外国会社の子会社を作る場合に、広く採用されて来た。

持株会社の子会社について 連結計算書或は個別財務諸表の提出を要求されない州では、子会社を通して行われた取引については、事実上その財務状態を知ることができなかった。公開会社がこのような方法で相当の仕事を行った例がいくつかある。

統一会社法では、**Proprietary** を二つのグループに分け、文字通りの家族会社としての **Exempt** を作った。そして、この会社についてだけ財務非公開の権利を残したものである。**Proprietary** は、その株式が公開会社によって所有されれば、**Exempt** としては取扱はない。外国会社で、その国で財務諸表が公開されることになっている会社によって株式を所有されている会社についても同様である。

1. The Public Company 公開会社

公開会社はアメリカに於ける **corporation** と一番似ている。会社の株主の責任は、その持株の金額までに限定されている。公開会社は、5人以上の株主で作られうるが、その株式が一般に公開されることによって、資本を集めるところにその本質がある。公開会社はその名前のあとに "**Limited**" 又はその略字 "**Ltd**" をつけなければならない。すべて有限責任の会社の株式は、額面株式であり、平価発行或は打歩発行は出来るが、裁判所の認可がなければ、割引発行は許されない。株主はオーストラリア国民又は居民である必要はない。公開会社の財務諸表は、事業報告書及び監査報告書と共に、六ヶ月以内に開かれる定時株主総会に提出しなければならない。そして、それらの写しを、州の会社登記所に届けることになっている。

有限責任の会社は、印刷した書類としての定款を備えなければならない。それには、会社の名称、目的、授權資本の詳細、株式応募者の氏名、住所、職業、及び各応募者に割当てられた株数が記載される。各会社は又、会社の経営管理上の諸規程や会社法の付帯条項の適用についての条文などを含む定款を設けることが必要である。

会社の経営は株主によって選ばれる取締役役に委任される。取締役の行為は、会社法の条文及び会社の定款、規程によって規制される。各会社は、一人又はそれ以上の幹事をおきそれらは自然人で、そのうちの一人はその会社の所在する州の居住者たることを規定している。幹事は取締役によって任命され、事実、常勤の従業員であり、会社の法的記録と同様、財務記録に対しても屢々責任を持つものである。

所得税法では、各会社は代表重役 (**Public officer**) をおくことを規定し、それが、所得税上の問題について会社を代表し、税法上の義務を遵守する責任をもつこととなる。会社の幹事が屢々代表重役になる。

2. The Proprietary (or Private) Company 閉鎖会社又人的会社

この形の協同組織は、外国投資者によって最も普通に用いられ、アメリカ "**corporation**" に類似したものである。

Proprietary は、その規約によって、持株の譲渡を制限し、株主の数を50人に限定し、

※ 無記名株券の発行も許されていない。

又株式や社債の一般公募を禁止している。会社名のあとに“Proprietary Limited” 或はその略字“Pty. Ltd” をつけなければならない。この会社は二人以上の構成員によって成立し得るが、公開会社による全株所有子会社の場合は、単独株主で作られうるという除外規定がある。Proprietary は、公開会社と同様に、株主に対する諸条項及び監査済みの財務諸表提出について同じ規制を受ける。

3. The Exempt Proprietary Company 免除人的会社

この形の会社は家族事業又は小人数の個人による事業に利用されている。Exempt はその株式を公開会社によって所有されないものとみなされる Proprietary である。出資者全員の毎年の同意があれば、会社は監査人の任命をしないことができる。この会社は、その取締役に対する貸付をなすことが許される。このことは、公開会社や Proprietary には禁止されていることである。Exempt は 又、会社登記所に年次財務諸表を提出することが免除される。

V 会 社 監 査 人

1. 監査人を任命する義務

統一会社法はすべての会社に、定時株主総会に於て監査人を任命することを要求している。然し Exempt ではすべての出資者が同意すれば、監査人をおかないことができる。ビクトリア州では、監査人の任命は、以前は公開会社及びその従属会社についてだけは、強制的であったが、然し他の五つの州は、すべての会社について監査人の任命が要求されていた。監査人の資格は広範囲にわたりゆるやかであるので、Proprietary では、その効果が疑われるようになっていた。

2. 登録監査人

会社監査人に任命される資格を得るには登録会社監査人とならねばならない。登録の要件は、各州に於ける地方の状況によって異なる。ビクトリア州では、会社監査人局 (Companies Auditors Board) があり、登録は、特許会計士協会 (ICA) 及び会計士協会 (ASA) の会員又は規定された協会や専門学校及び大学で、専門コースを終了した卒業生に与えられる免許状の所有者に与えられる。

ニューサウスウェルズ及びクィーンズランド州では、会社やその他の監査を行う権利は、これらの州の会計士登録法による登録会計士だけに制限されている。

3. 登録会計士

オーストラリアでは、各州では会社監査の面においては或る程度の規制はあったが、会計業務について一般的規制は何もなかった。1945年には、ニューサウスウェルズで、46年にはクィーンズランドで、会計士登録についての法律が通過した。これは一定の会計業務を登録者のみに制限することによって登録会計士 (Registered Accountant) の称号を保

護することに主なる目的がある。非登録者がその他の会計の仕事を行うことには直接的に禁止していることは事実上何もない。ビクトリア州では、ASA は会計士登録法の制定を望んでいる。最近のASA 会員一般投票では、76.2%の回答があり、その97.5%が提案された法案に賛成投票をしている。

4. 監査人の独立性

特定の会社の監査人として任命されようとする者は、当会社及びその関係会社に 500ポンド以上の借金があってはならない。Exempt を除いては、監査人は、①その会社の役員 ② 役員 の 協同者、雇傭主又は雇人 ③ 役員 の 雇人の協同者及び雇人 の 何れにもなってはいけないうことになっており、又監査会社 (firm) の場合には、会社の全員がこれらの要件を充すものでなければならない。これらの要件は、以前には州によって相当に異っていた。一つの州では、監査人に要求されるただ一つの要件は、*「会社の帳簿を監査する能力ある人」*に出すことのできる免許状の所有者であるということだけであった。

5. 監 査 人 の 任 命

取締役は監査人の最初の任命をなしうが、その後は監査人は毎年定時総会によって任命されねばならない。それで、法的には、監査人は株主総会に対して責任をもち、又報告をなすもので、会社の取締役に対してではない。然し実際的には、一括投票 (block vote) や委任状などによって、強力な投票権が取締役によって行使され、さらに一般株主の無関心も重なって、監査人は、事実上、取締役によって選任されると云っている。監査人の移動による空席が生じたり、或は監査人がいても他の人が推薦されるときには、ICA 及び ASAによって認められた行為基準によって支持されるところの特別な規定が適用される。定時株主総会の直前にその職についてたのであれば監査人は、その指命について21日の予告通知がされなければ、任命されることができない。株主総会の7日以前に、現監査人はこのことを通知され、文書で申入れをなすことができ、総会の開催へ通知を受ける総べての人々に送られる書類の写しを要求することができる。このことは、監査人が制限された不利な報告を受け、ゆがめられた会計事実しか報告されない様な時に、監査人にとって重要な保護となるものである。個々の株主に対する監査人の説明書の発送はすべての州で今までなかったことであるが、定時総会での口頭説明の権利はこれによって少しも影響を受けないことを知るべきである。

6. 監 査 人 の 任 務

監査人は、定時総会に於て、会社の貸借対照表及び損益計算書についての意見を述べるよう要求される。Exempt を除いて、これら財務諸表の写は、監査人の報告書と共に、会社登録局に対する会社の年次報告書に含まれねばならない。又、監査人は、会計帳簿及び補助簿が、法令に従って記録整備されているか否かを報告することが要求される。Proprietary 会社の最近の分割によって、その会計を公開することを要する会社の数が或る程度増加した。経理公開の基準が統一会社法によって修正された。前述の如く、監査人は株主

に対して責任を負うものである点と共に、報告の意義とその対象の増加によって、監査人の責任は大きくなったことを銘記すべきである。

7. 監査人の義務と懲罰

統一会社法は、監査人によって故意になされた虚偽の報告書に対する罰則を規定した。会社の定款によっても、契約によっても、監査人の任務の無視、不履行から生ずる一切の責を免れることはできない。然し、会社は、監査人は、裁判上有利で責を免ぜられるための弁護行為においては、いかなる義務をも免責することができ、法廷もまた或る状況の下では救済を与える力をもっている。

会計士協会の影響力も注意さるべきである。この力は、多分、正式の懲罰よりも、非公式の適用ではあるが、大きな力をもっている。即ち協会はその内規によって、義務を課することができる。

8. 監査人の権利

監査人の報酬は、会社の定時総会によって直接に、或はそれにより取締役に与えられた権限によって決定される。監査人は、会社の会計その他の記録を調べ、或は、会社の役員に情報や説明を求めることができる。監査人は、株主総会に関するすべての通知の写を受け、之に出席し、そこで監査人として関係のあるいかなる業務についても自由に報告することができる。このことは三つの州では以前の状態に比べて相当な進歩である。即ち前には、監査人は定時総会に出席して、ただ質問に答えるだけであった。監査人が求める情報を得られないようにし、会計記録に近づくことを妨げ、延引させたりすることは罪になることも知らるべきである。統一会社法は、10%以上の株主が、監査人にその料金を支払うことにより、監査以外のサービスを要求することができることを規定している。

9. 監査報告書

監査人は、計算の正確さの証明をするものではなく、貸借対照表や損益計算書が法令に準拠して、会社の状況を真実かつ公正に表示するよう適正に作成され、会計その他の記録が適当に整備されているか否かについて報告するよう要求されている。

この形の報告書は、ビクトリア州及びタスマニア州のものによっており、その他の州の以前の規定とは対照的である。即ちそれらは、監査人に、計算が真実かつ正確 (true and correct) であると報告するよう要求していたものである。

“true and fair” とは如何なることを意味するかについては、イギリスからその法律制度をひいた国では、法令でその定義をのべることは余り行われていない。オーストラリアでも法廷によって決定されたことはない。

この形の監査報告書は、持株会社によって作成される連結財務諸表には厳密には必要ではないという考え方があり。然し、公表された財務諸表の大部分をしらべてみると、監査人の大部分が連結財務諸表に対しても意見を述べていることがわかる。

特に、監査人は又次の様なことについて意見をのべることが要求されている。

- ① 監査人が要求した情報や説明が得られなかったときはその旨
- ② 監査人が必要と考える適当な会計その他の記録が整備保存されていないときはその旨
- ③ 往査しなかった支店から提出された回答が適当でないと思われるときはその旨
- ④ 会社の財務諸表は、会社の会計その他の記録と合致せず、会社の営業成績及び財務の状況を真実かつ公正に表示していないと思われるときはその旨
- ⑤ 会社の会計その他の記録や財務諸表が、法令によって要求されている様式になっていないと思われるときはその旨

10. 持株会社の報告書

統一会社法は、現在すべての持株会社に対し、その貸借対照表と損益計算書を子会社の連結表として、或は個々の子会社のそれらを同一の書類に含めることを要求している。これは、ニューサウスウェルズ、クインズランド及び南オーストラリア州に於ては新しい要求である。持株会社グループ内の取引の情報をかくす手段として、子会社としての Proprietary 会社を使うという今迄のやり方はこのことによって出来ないようになった。かくて、今迄のからくりができなくなって以来、親会社にその経営を移し、沢山の子会社をもつ複雑な組織をとりやめる会社がいくつか出て来た。

又、子会社がその親会社の株を持つことは今では不法なこととなった。統一会社法の修正として採用されたもう一つの新しい要求は、すべての子会社はすべてその親会社と同一の決算日を採用することが要求されることである。このことは、連結財務諸表についての基準を改善し、財務報告における不明瞭さを可能にする余地をなくすることとなるものである。

11. 経理公開の増大

真実かつ公正な表示は、統一会社法の第9スケジュールによって規定されているが、それは貸借対照表と損益計算書に示されるべき項目を明らかにしている。

公表されたいくつかの報告書にあらわれたもっと急激な変化のために真実かつ公正とはいかなるものであるかという監査人の意見がいかに幅のあるものであるかという疑問を人々に与えた。

ある顕著な一例をあげよう。ある海運通商会社の資産について表示された帳簿価格は、2,300万ポンドであった。初めの連結財務諸表は、これを3,590万ポンドに引き上げた。注記で示された新しい表明では、上記の会社の株式の帳簿価格よりも市場価格が1,010ポンドも高いことを示していた。そして更に、他の会社における株式の帳簿価格より、取締役の評価額が50万ポンドも高いことである。従って、会社の公示価格は、2,300万ポンドから一晩で4,650万ポンドに増加したのである。

法律で要求されている最低限度の表示として含まれるべき重大な新項目は、次の様なものである。

- ① 前年度の数字を併記し、比較できるようにすること。
- ② 政府公債及び上場株式を含む投資の市場価格の合計額
- ③ すべてこの固定資産に対する取得原価と減価償却累計額
- ④ 資本的支出契約における未払金額
- ⑤ 特定の年に引当てられた額に追加される租税引当金額

12. 会社監査人のその他の機能

統一会社法の他の条文で、会社監査人のサービスの範囲を次の如く規定している。

- ① 社債の発行及び株式発行の払込金の報告書
- ② 管財人及び管理人が清算人に登録されねばならない。抵当権所有会社の監査人はその会社について管財人、管理人に任命されることはできない。
- ③ 管財人、管理人の報告書の監査
- ④ 清算人は登録なしには次のことはできない。

Exempt 会社の清算終了の場合を除いて、登録会社監査人は、清算人として追加して登録されることができる。

- ⑤ 清算人の報告書の監査

監査人が取締役、管財人の代りに検査を行ったり、援助したりするための沢山の条項があり、又、統一会社法の下に任命された検査人や特別の審査人を援助することもできる。

VI 目論見書概説

目論見書を作成しなければ、株式購入や資金借入の勧誘も許されない。目論見書は、前五年間の会社の財政状態についての監査をなした登録監査人による報告書が必ず含められねばならない。

監査人は、前期決算日以後の会社の状況に関する報告をなすことが要求される。

前には、四つの州ではこれらの報告書には三ケ年分が含まれるだけで、決算日以後の期間については何も説明は要求されなかった。

これらの報告を含む目論見書は、監査人の承諾書がなければ発行できない。この要求は、ビクトリア州では1955年にタスマニア州では1958年に出されたが、その他の州では統一会社法によって初めて出て来たものである。

目論見書にもとづいた投資活動について、専門家としての監査人の真実ならざる意見の表明によって損害を受けた人に対し、それが真実であると信ずる適当な理由があったことを示すのでなければ監査人は、損害補償の責任を負うべきものとされている。

この様な方法で資金を導入した会社は、六ヶ月毎に貸借対照表と損益計算書の提出を要求されている。会計士の中には、この要求について懸念している向があるが、もっと頻繁

に最新の報告を受けることは、監査人にとっても、株主や債権者にとっても有益なものであることは云うまでもない。

Ⅶ 証券取引所の要求事項

職業会計士の問題については、証券取引所のもつ影響力を検討しなければ十分ではない。証券取引所は、上場申請をなす会社に対して承認を与えるための基準を決定した。これらの上場の所要条件は、法律に先行して、会社の会計及び監査の仕事に影響を与えた。かくして、ニューサウスウェルズ州では、登録した持株会社は、法律では、連結財務諸表を提出することは要求されていないが、その提出を同意しなければ、証券取引所に上場することができないこととなっている。

このことは、長い間上場会社からは回避されて来たことである。証券取引所は又、三ヶ月をこえない間隔で監査するための株式登録を要求している。監査人の独立性を確保するために、或る人々を、上場会社の監査人の地位からしめ出すよう規定の改正がなされた。

1964年9月1日新しい上場申請条件が出された。それは、株式の新規発行の場合に新しい規約を作る会社にのみ適用されることとなっている。

新条件では、会計年度末から四ヶ月以内に会計報告書を提出するよう要求している。

社債発行会社からの四半期又は半年毎の報告を1964年のビクトリア州の改正法の形で各州とも要求している。

然し乍ら、持株会社及びその従属会社によって採用される統一決算日は、証券取引所によっては強制されないであろう。取引所は収益性と売上高についての半年毎の報告を要求している。これは、社債発行会社に対する中間報告書の提出がなされない会社からの情報を明らかにするだろう。

統一会社法の中に含まれる会計報告の要求は、一様に包括的であり、証券取引所がある州の不十分な要求事項をおぎなう必要はない。証券取引所の要求は、法律での強制的様式に決められていない会社定款の詳細な点、目論見書の最底限の法的事項に追加される点、等に関連して規定されている。

証券取引所のすべての要求の目的は、そこで取扱われるどのような形の証券についても、自由かつ適切な情報を与えられる流通市場の存在を確保することにある。

Ⅷ 結 言

オーストラリアにおける職業会計業務の最近5年間の最も顕著な変化は、会社に関する統一的な法的要求の導入である。監査人の仕事の範囲は、財務諸表の公表が要求される会社の数の増加及び要求される公開基準の増加によって拡大されて来た。監査人が財務諸表について、それが真実かつ公正であるかどうかを報告すべきであるという要求の全般的な

採用は、監査の理論と実務の発展について、重大な一段階を画したのである。

監査人の責任は更に大きくなった。そして又、監査人が、会社の株主に知らされる彼の意見をのべることができる機会が広がったことによって、監査人の立場を強くすることができた。

オーストラリアに於ける会社関係法規の発達は、監査人が会計処理についての幾分批判的な解説者として行動することによって、重要な役割を果たしたことは明らかである。

参 照 文 献

1. AICPA Professional Accounting in 25 countries 1964
2. Accounting Review January 1965
3. アジア経済研究所 アジア諸国の租税制度Ⅲ オーストラリア 1962
4. 長崎大学東南アジア研究所 研究年報 第5集 1964